

平成29年3月29日
相模原市発表資料

「さがみはら児童厚生施設計画」の改定について

この度、別添のとおり「さがみはら児童厚生施設計画」を改定しましたので、お知らせします。

さがみはら児童厚生施設計画は、児童クラブの充実や放課後の児童の安全な居場所の確保等、総合的な放課後対策が急務となっていたことから、平成23年10月に策定しました。

平成27年度から国において子ども・子育て支援新制度が開始され、本市においても相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)の施行や相模原市子ども・子育て支援事業計画の開始など、子育てを取り巻く環境に大きな進展がありました。現在は、共働き家庭の増加等による児童クラブの需要の急速な高まり等を背景に、子どもの居場所の量と質の両面について一層の充実を図ることが求められています。

また、公共施設の保全・利活用基本指針の考え方を踏まえた公共施設サービスの適正化や、相模原市PPP(公民連携)活用指針に基づく民間活力の更なる活用も進める必要があります。

さがみはら児童厚生施設計画は、こうした社会的な環境変化等に的確に対応するため、策定後5年を目途に見直すこととしており、その方針に基づいて計画を改定したものです。

なお、さがみはら児童厚生施設計画【改定版】は、4月1日(土)から市ホームページに掲載いたしますので、詳しい内容につきましてはホームページを御覧ください。

問合せ先
こども施設課
042-769-9227

さがみはら児童厚生施設計画【改定版】の概要

1 見直しの背景等

さがみはら児童厚生施設計画は、児童クラブの充実や放課後の児童の安全な居場所の確保等総合的な放課後対策が急務となっていたことから、平成23年10月に策定しました。

平成27年度からは、国において子ども・子育て支援新制度が開始され、本市においても相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)の施行や相模原市子ども・子育て支援事業計画の開始など、子育てを取り巻く環境に大きな進展がありました。現在は、共働き家庭の増加等による児童クラブの需要の急速な高まり等を背景に、子どもの居場所の量と質の両面について一層の充実を図ることが求められています。

また、公共施設の保全・利活用基本指針の考え方を踏まえた公共施設サービスの適正化や、相模原市PPP(公民連携)活用指針に基づく民間活力の更なる活用も進める必要があります。

さがみはら児童厚生施設計画は、こうした社会的な環境変化等に的確に対応するため、策定後5年を目途に見直すこととしており、その方針に基づいて計画を改定するものです。

なお、見直し後の計画期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

2 現状の課題

施設全般にわたる課題	ア 職員体制の充実 児童クラブの入会児童数の増加等に対応した職員の増員や幅広い年代の職員の採用 学校や地域、家庭との連携を深める職員のスキル 子どもを継続的に見守ることができる職員の配置 対象児童の年齢や障害の程度等に応じた支援(職員の知識や技術の専門性の向上) 求められる資質や能力を具えた人材と財源の確保
	イ 事業実施場所の確保 児童クラブの入会児童数の増加等に伴う事業実施場所の不足 学校施設の活用による施設整備
	ウ 施設の老朽化への対応
施設ごとの課題	ア 児童クラブ 児童クラブに対する需要の急速な高まりに応じた待機児童対策 平成27年4月施行の児童福祉法の改正による児童クラブの対象年齢の拡大 放課後等における子どもの安全な居場所の確保と提供するサービスの質の向上
	イ 放課後子ども教室 学校等の既存施設を有効活用した事業展開 多様なニーズに対応するため、児童クラブとの一体的な事業展開
	ウ こどもセンター 子育て支援の拠点としての総合的な機能の充実 乳幼児やその保護者に対する子育て支援機能や相談機能の充実 中高生の活動や異年齢交流の拠点としての機能の充実
	エ 児童館 乳幼児やその保護者に対する子育て支援機能や相談機能の充実 公共施設の保全・利活用基本指針を踏まえた施設の老朽化の対策

3 基本方向

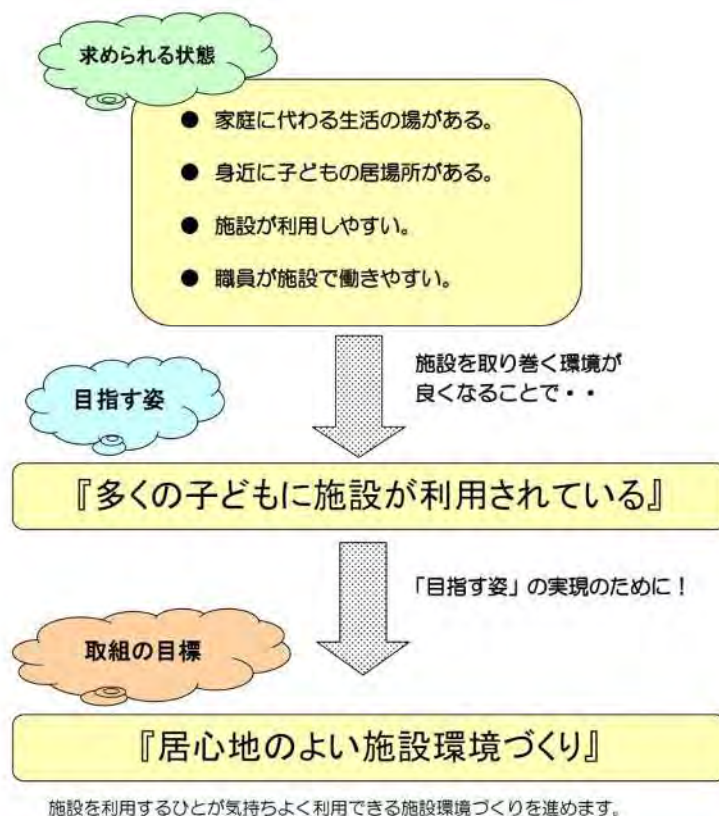
(1) 新たなニーズへの対応

多様化する子育てニーズに対応するため、子どもや関わる人の全てが育ち合い、安心して過ごせる居場所づくりに総合的に取り組んでいきます。

また、目標達成のために、新たに「居心地のよい施設」を次のとおり定義し、施策を実施します。

- 子どもの意見や思いが反映され、夢がふくらむ施設
- 安心して子どもを預けられ、子育てへの不安を解消できる施設
- 異年齢・世代間交流により、子育て子育てができる地域の施設

<目標体系図>



(2) 子ども・子育て支援新制度への対応

次に示す項目について、国の制度を踏まえつつ、多様化する子育て支援のニーズに適切に対応していきます。

ア 放課後児童クラブの平成31年度までに達成すべき目標事業量

単位：人

区域	項目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	4,708	6,982	7,210	7,431	7,615	7,817
	②確保提供量		5,395	6,005	6,615	7,225	7,817
	②-①		△1,587	△1,205	△816	△390	0

相模原市子ども・子育て支援事業計画から抜粋

イ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度までに達成すべき目標事業量

平成31年度までに、市内72小学校区のうち14小学校区に整備することを目指します。

ウ 平成31年度までの放課後子ども教室の整備計画

平成31年度までに、市内72小学校区のうち45小学校区に整備することを目指します。

エ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムの内容・実施日等については、その企画段階から、放課後児童クラブの職員と放課後子ども教室のコーディネーターの役割を担う職員とが連携して検討できるよう、定期的な打合せの場を設ける等の取組を促します。

オ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後の児童の安全・安心な居場所を確保するため、市長事務部局と教育委員会が連携しながら、学校施設の有効活用に向けた共通の考え方をまとめます。

カ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る市長事務部局と教育委員会との具体的な連携に関する方策

情報や課題を共有した中で、必要に応じて総合教育会議や学校教育推進協議会等の場を活用し、総合的な放課後対策等について協議を行います。

キ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

市立児童クラブについては、既に19時までの開所時間の延長を実施しています。

18時30分以前に閉所する一部の民間児童クラブについては、引き続き開所時間の延長に向けた取組を促します。

(3) 取組内容

見直し後の基本方向を踏まえ、3つの取組の方針により進めます。

取組の方針1『効果的な施設運営の推進』

居心地のよい施設環境とするため、以下の3点に取り組みます。

- 1 相模原市子どもの権利条例の趣旨を踏まえ、子どもの声や思いを最大限に尊重し、利用者本位で接する、信頼を軸とした施設運営に努めます。
- 2 職員の研修や勤務体制の充実等により質の高い職員の確保・育成を進めるとともに、設備・運営に関する基準条例や国の示す指針等に沿った質の確保・向上を図る取組を進めます。
- 3 地域との連携を深め、事業や活動への積極的な参画を促すことにより、関わる人の全てが育ちあう場の形成に努めます。

取組の方向

放課後子ども教室・こどもセンター・児童館の効果的な運営

主な取組	取組内容（ は、重点的に取り組む内容）
放課後子ども教室事業の実施	小学校内等での児童クラブとの一体的な運営の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の余裕教室等を活用した運営 ・小学校に隣接するこどもセンターを活用した運営 ・長期休業期間中の実施の検討 こどもセンターや児童館での事業実施の拡充を図ります。
来館したくなる多様な遊びの充実	育ちを支える多様な遊びの充実に努めます。
子育て広場事業の充実	こどもセンターでの開催回数や内容の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・連携型の地域子育て支援拠点事業への移行の推進 ・既の実施している施設での開催回数の充実 ・未だ実施していない施設での開催の検討 児童館での開催方法について検討します。
運営方法の充実	利用しやすい開館時間・利用方法を検討します。 事故や犯罪を未然に防ぐ施設運営に努めます。 子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組を実施する場所として、児童厚生施設の活用を検討します。
こどもセンター機能の充実	こどもセンターを地域における子育て支援施策の中心的な拠点と位置付け、機能の充実に努めます。
来館者の利便性向上策の推進	こどもセンターの駐車場確保を進めます。 事業の開催等に合わせたベビーカー置き場の確保に努めます。
情報提供の充実	施設の利用を促す情報提供の充実に努めます。

児童クラブの待機児童の解消と対象年齢の拡大

主な取組	取組内容（ は、重点的に取り組む内容）
待機児童解消に向けた取組の充実	ニーズの高い低学年児童の受入枠の拡大を優先的に進めるため、放課後子ども総合プランに基づき、校内への整備を積極的に進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・市長事務部局と教育委員会との連携強化 ・学校施設の有効活用に向けた共通の考え方に基づく取組の推進 校内への整備が困難な場合は、学校周辺での整備を検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校周辺の公共施設等の活用
対象年齢の拡大	市立児童クラブの対象年齢の拡大を実施可能な地域・範囲において順次進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受入可能な地域の検討 ・段階的な対象年齢の拡大の検討

民間児童クラブの育成・支援

主な取組	取組内容
多様な事業者の参入と安定的な運営の支援	民間児童クラブ運営費補助金等による支援を図ります。
民間児童クラブの質の確保・向上に向けた取組への支援	事業者の連携や情報交換を促し、児童クラブの質の確保・向上を図ります。 全ての事業者が目指すべきサービス水準を示したガイドラインやチェックリストの作成を検討します。

市立児童クラブの運営と施設環境の充実

主な取組	取組内容（ は、重点的に取り組む内容）
質の向上と適正な負担の検討	放課後児童クラブ運営指針等に基づき、サービスの質の確保・向上に努めます。 市立児童クラブの質の向上を図るための適正な育成料負担の在り方について検討します。
学校との連携の充実	子どもを継続的に見守ることができる環境を整えるため、学校と児童クラブの連携の充実を図ります。 ・市長事務部局と教育委員会との連携の強化 ・児童クラブと学校との情報交換や情報共有の機会の充実
保育所・幼稚園等との連携の充実	就学直後から児童クラブを円滑に利用できるようにするため、保育所や幼稚園等との連携の充実を図ります。
家庭との連携の充実	「連絡帳」等を活用した保護者とのコミュニケーションの機会と媒体の充実を図ります。
障害児の受入れの推進	障害の程度に応じた施設環境の整備や改修を進めます。 障害の程度に応じた適切な支援の方法を施設の職員に助言できる体制とするため、陽光園の巡回指導に加え、関係機関との連携の充実を図ります。
児童の健全育成に必要な施設環境の充実	児童のより良い育ちを支援するため、静養室や相談スペース等の確保に努めます。 ・新たに整備する施設への静養室等の確保 ・既存施設における静養室の確保方策等の検討
市立児童クラブの民間委託の検討	新たな担い手の確保を図るため、民間事業者への市立児童クラブの運営委託を検討します。

指導員等の確保・育成及び勤務体制・条件等の見直し

主な取組	取組内容（ は、重点的に取り組む内容）
人材確保策の充実	職員を安定的・継続的に確保するため、多様な媒体や機会を活用した人材確保を進めます。 職員を安定的・継続的に確保するため、民間事業者を活用した人材確保を進めます。 働き甲斐の増進と新たな担い手の確保のため、職の魅力向上を図ります。
指導員等の研修の充実	専門的な知識や指導技術を習得するための職場外研修の充実を図ります。 ・知識や経験に応じて必要となる指導技術等の習得ができる研修計画の策定とそれに基づく研修の実施 指導員等が日常的に知識や指導技術を向上させるための職場内研修の充実を図ります。 施設間の相互交流研修を実施し、資質向上を図ります。 ・施設間での知識や技術、事例等の共有化 専門知識を有する指導員等の充実・確保を図ります。
職員体制の充実	児童の個性等に応じた職員体制の充実と質の向上を図ります。 ・支援が必要な児童の障害の程度に応じた職員加配の検討 子どもの育ちの背景を理解し、成長や変化に対応しながら生活に寄り添うことができるように、同一の職員が学校や地域、家庭と連携しながら子どもを継続的に見守ることができる体制づくりを進めます。 ・勤務条件や職務内容の検討 ・放課後子ども教室と児童クラブを一体的に運営する施設への優先的な職員配置

	サービスの質の向上と、その均一化を図るため、複数の児童クラブを統括する管理者の配置を進めます。
人事異動の推進	施設運営を活性化するため、定期的な人事異動を進めます。
勤務評価の実施	目標設定と勤務評価による指導員等の技術の向上を図ります。

児童遊園の効果的な施設管理の推進

主な取組	取組内容
児童遊園の移管など効果的な管理の推進	児童遊園の都市公園等への移管など効果的な管理を進めます。

取組の方針 2 『既存施設を活用した子どもの居場所づくり』

既存施設の活用については、以下の2点に取り組みます。

- 1 子どもの居場所づくりに当たっては、公共施設の保全・利活用基本指針における基本原則を踏まえ、放課後等、施設の時間帯利用も含めた既存施設の有効活用に努めます。
- 2 児童館の建替えや大規模改修等を行う場合には、地域での活用状況や公共施設の保全・利活用基本指針を踏まえ、複合化や集約化などの検討を行います。

取組の方向

こどもセンターの大規模改修の検討

主な取組	取組内容
こどもセンターの計画的な改修	設備の更新年次や外壁、内装、遊具等の改修箇所の把握による計画的な改修を進めます。

今後の児童館の在り方の検討

主な取組	取組内容
児童館の建替え、改修等の検討	地域での活用状況などを踏まえ、老朽化への対応方法等を検討します。
児童館の配置バランスの検討	同一小学校区内に複数設置されている児童館について、機能や目的を同じくする施設が重複しないよう、地元の意向を把握しながら配置バランスを検討します。
児童館の施設環境の改善	良好な施設環境とするために、適宜改修等を進めます。

公共施設の活用の推進

主な取組	取組内容
学校施設の有効活用	校内の放課後利用可能な教室等の活用を図ります。
既存の公共施設を活用した施設整備	市有地や既存の公共施設を活用した施設整備について検討します。

子どもの広場の充実

主な取組	取組内容
安定した管理運営のための支援の充実	自治会と連携し、整備に係る補助制度の周知等に努めます。

取組の方針3 『児童厚生施設の整備』

施設整備に当たっては、以下の2点に取り組みます。

- 1 こどもセンターや児童館のない小学校区において、地域の実情や地理的状况等を踏まえ、学校周辺の公共施設等を活用した児童館機能のある施設の整備を進めます。
(平成28年10月1日現在：42か所)
- 2 こどもセンターや児童館を使った連携型の「放課後子ども教室」事業の充実に加え、学校施設を活用した事業についても拡充を図ります。(平成28年10月1日現在：36施設)

取組の方向

新たな児童厚生施設の整備

公共施設の保全・利活用基本指針に基づき、児童館機能のある施設の整備に当たっては既存施設の活用を優先し、整備内容等は、原則として下記のとおりとします。

	既存施設を活用して整備する場合	児童館を更新する場合
設置場所	可能な限り、日常生活の中で慣れ親しんでいる学校周辺とする。	
敷地面積	-	400㎡程度
構造	-	軽量鉄骨造平屋
延床面積	津久井中央児童室事業のモデル実施結果を踏まえた中で、可能な限り、児童館と同等の機能の確保に努める。	200㎡程度
諸室		集会室（可動式間仕切りあり）、遊戯室、図書室 等

成果指標 「屋内の児童厚生施設が整備されている小学校区の数」

指標	基準値 【平成23年度】	目標値 【平成31年度】	最終 目標値
屋内の児童厚生施設が整備されている小学校区の数(全72か所)	40か所	44か所	72か所

放課後子ども教室の実施

放課後子ども総合プランに基づき、小学校内等での児童クラブとの一体型の運営による放課後子ども教室事業の実施を推進するとともに、こどもセンターや児童館を使った連携型についても更なる拡充を図り、子どもの居場所の確保を図ります。

成果指標 「放課後子ども教室を実施するこどもセンター、児童館等の数」

指標	基準値 【平成23年度】	目標値 【平成31年度】	最終 目標値
放課後子ども教室事業のこどもセンター、児童館等での実施	0施設	51施設	72施設